

## 新型コロナウイルス感染症対策

### 「穏やかな年末年始を迎えるために、 しっかり感染防止対策を！」

新たな変異株「オミクロン株」の感染者が国内でも確認され、再感染リスクの増加も懸念されております。新たな変異株も、予防策としては、今までと同様に基本的感染対策の徹底が重要です。

#### ■基本的な感染対策

- 「3密」を避ける行動をとること。
  - ・こまめに換気をして、密閉空間を作らない。
  - ・混雑を避けて、密集しない。
  - ・人との距離をとって、密接とならない。
- 外出、会話をする際は、マスクを正しく着用し、こまめな手洗い、手指の消毒を徹底すること。
- 外食の際は、感染対策の徹底された飲食店を利用し、大声やマスクなしでの会話や体調不良での利用は控えること。
- 帰省や旅行などを予定されている場合や、家族、友人などが集まる機会があ

る場合には、特に基本的感染対策を守って、「うつさない」「うつらない」行動をとること。なお、今後、新規陽性者数が増加傾向を示した場合、感染拡大地域から帰省・移動した家族や友人、また、こうした地域を訪問した人などと一緒に過ごす場合、屋内（家庭）などにおいても、マスクの着用や換気など対策に留意すること。

#### ■風邪のような症状、発熱などの症状が出た時の対応

- 無理に登校、出勤などをせず、自宅療養し、かかりつけ医や「受診・相談センター」などに相談すること。  
「受診・相談センター」  
☎ 0120-567-747  
(平日・休日問わず 24 時間対応)
- ☎健康福祉課 健康増進係  
☎ 582-1133

令和 3 年  
12 月 15 日

編集・発行  
桑折町総合政策課

## 令和 3 年度 子育て世帯への臨時特別給付金

国から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するための方針が示されたことにより、給付金の支給を開始することとなりました。児童の年齢によって、支給時期や手続きが異なります。対象の世帯には個別通知でお知らせします。

■対象児童 平成 15 年 4 月 2 日から令和 4 年 3 月 31 日に生まれた児童

■給付対象者 令和 3 年 9 月 30 日（基準日）時点で対象児童を養育している世帯のうち、児童を養育している者の所得が児童手当（本則給付）基準に該当する世帯

■給付額 対象児童 1 人あたり一律 5 万円

#### ■給付方法

①令和 3 年 9 月分児童手当が桑折町から支払われた世帯（中学生以下の児童を養育している世帯）

○手続き 申請は不要です。児童手当登録口座に振り込

みます。口座の解約や変更をした場合は、速やかにご連絡ください。

※高校生であっても、9 月分児童手当の対象となった弟妹がいる場合、申請不要で振り込まれます。

○給付時期 12 月 27 日（月）（予定）

②高校生のみを養育する世帯

③保護者が公務員の世帯

④新生児（令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日の間に生まれた児童）を養育している世帯

○手続き 申請が必要です。申請書により指定された口座に振り込みます。対象者には、今後通知を送付します。申請方法や受付時期については、通知をご確認ください。

○給付時期 申請書受付後、令和 4 年 1 月以降順次給付

☎健康福祉課 子育て支援係 ☎ 582-1133

## プレミアム率 66.6%! 「Go To Eat こおり」食事券発行事業

お得なプレミアム付食事券を利用して、感染予防対策に取り組みながら頑張っている町内の飲食店を応援する事業です。

詳細は、令和 4 年 1 月 5 日以降に全戸配布予定のチラシでお知らせします。

■内容 1 セット 5,000 円分の食事券を 3,000 円で販売

■購入条件 どなたでも購入可能（数量限定なし）

■予定スケジュール

○参加飲食店および食事券販売店募集

…商工会にて随時受付中

(12 月 21 日までの申し込みでチラシ掲載)

○チラシ配布…1 月 5 日（月）以降に全戸配布

○販売および使用開始日…1 月 7 日（金）

○使用期間…1 月 7 日（金）～ 2 月 28 日（月）

■問い合わせ

(委託事業者) 桑折町商工会 ☎ 582-2474

(主催) 産業振興課 商工観光推進室 ☎ 582-2126

## 国民健康保険税・介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少し、一定の基準を満たした世帯または第一号被保険者は、申請により国民健康保険税・介護保険料の減免を受けることができます。

### 国民健康保険税

#### ■対象者・減免割合

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯【全部】
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少し、次の(1)～(3)を全て満たす世帯【前年の所得に応じて10分の2から全部】

主たる生計維持者について、

- (1)収入（事業、給与、不動産、山林のいずれか）が前年の3割以上減少する見込みであり、かつ前年の所得が0円でない
- (2)前年の合計所得が1,000万円以下
- (3)(1)以外の所得が400万円以下

※事業などの廃止や失業の場合【全部】

会社都合で解雇された場合は、別の軽減制度が適用となりますので、ご相談ください。

#### ■送付先・問い合わせ

〒969-1692 桑折町大字谷地字道下22番地7  
税務住民課 課税係 ☎582-2114

### 介護保険料

#### ■対象者・減免割合

- ①新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第1号被保険者【全部】
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少し、次の(1)～(2)を全て満たす第1号被保険者【前年の合計所得に応じて10分の8または全部】

主たる生計維持者について、

- (1)収入（事業、給与、不動産、山林のいずれか）が前年の3割以上減少する見込みであり、かつ前年の所得が0円でない
- (2)前年の合計所得が400万以下

※事業などの廃止や失業の場合【全部】

#### ■送付先・問い合わせ

〒969-1692 桑折町大字谷地字道下22番地7  
健康福祉課 介護保険係 ☎582-1134

#### ■提出書類

##### 【国民健康保険税】

- ・国民健康保険税減免申請書
- ・調査票

##### 【介護保険料】

- ・介護保険料減免申請書
- ・事業収入などの状況報告書

##### 【国民健康保険税・介護保険料 共通事項】

- ・令和3年中収入見込み額申告書
- ・令和3年中の収入の根拠となる資料（源泉徴収票、帳簿、確定申告書の写しなど）
- ・（廃業した場合のみ）廃業や失業の事実が確認できるもの（廃業届出書、退職証明書の写しなど）

- ・（該当する場合のみ）保険金や損害賠償などにより補填されるべき金額が分かるもの
- ・令和2年中の収入を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書の写しなど）

※令和2年の確定申告および住民税申告を行った人は不要です。

申請書類は、町ホームページからダウンロードできます。郵送を希望する人は、上記担当窓口までご連絡ください。

■申請方法 郵送または窓口へ直接提出

■その他 申請についてご不明点がございましたら、電話でご相談ください。ホームページにも詳細を掲載しています。

## 町選挙管理委員の異動

選挙管理委員に異動がありましたので、お知らせします。委員長に平井吉衛委員、委員長職務代理者に小竹利勝委員が選出されました。また、國分英利生さんが新たに委員となりました。

任期は令和6年1月23日までです。

【委員長】平井吉衛

【委員長職務代理者】小竹利勝

【委員】國分美知子

國分英利生（敬称略）

固総務課 行政係 ☎582-2111

## 冬みちへの備えは万全に

福島河川国道事務所では、東北中央自動車道（相馬IC～米沢北IC）の道路情報（通行止情報、路面情報、お知らせ等）をメールで提供しています。登録・利用料は無料となりますので、ぜひご登録ください。

外出の前には利用する道路の状況や気象状況をチェックいただき、大雪予想時には不要不急の外出は控えていただくようお願いします。

固国土交通省 福島河川国道事務所

道路管理課

☎539-6130



## マイナンバーカード 休日窓口を開庁 **予約制**

### ■開庁日時・場所

- 日程 令和3年12月26日回、  
令和4年1月9日回、1月23日回
- 時間 9:00～12:00
- 場所 役場1階 税務住民課窓口

### ■取り扱いできる業務

- ・マイナンバーカード申請、交付、更新
- ・電子証明書の発行
- ・暗証番号変更

### ■予約について

事前に下記へ電話予約をお願いします。

☎税務住民課 住民係 ☎582-2114

## 桑折町福祉灯油券の配布

町では冬期間に購入する灯油について、原油価格高騰の影響を受ける非課税世帯を対象に町福祉灯油券を配布します。

### ■対象世帯

基準日（12月13日）現在  
令和3年度市町村民税非課税世帯

### ■灯油券給付額

1世帯当たり5,000円分  
（1,000円×5枚）を12月中に郵送します。

### ■その他

基準日において、未申告世帯および令和3年1月2日以降に桑折町へ転入された非課税世帯はご相談ください。

☎健康福祉課 福祉係 ☎582-1133

## 初めて青色申告に 取り組む農家を支援

町では、令和4年に初めて青色申告に取り組む農家に対し、書類作成費用の一部を助成する事業を創設します。

令和4年に初めて取り組むためには、令和4年3月15日までに福島税務署に「所得税の青色申告承認申請書」などの書類の提出が必要になります。青色申告は、農家にとってメリットも多く、また、農業経営収入保険の加入要件の一つでもありますので、積極的に取り組んでみませんか。

### ■助成額

- 認定農業者 35,000円
- 認定農業者以外 15,000円

☎税制度について：福島税務署 ☎534-3121

### 補助について：

産業振興課 農林振興係 ☎582-2126

## 農業経営収入保険 掛金の一部を助成

町では、農業経営収入保険の掛金（積立金を除く）の1割を助成しています。

農業経営収入保険は、自然災害はもとより、市場価格の下落や病気などによる減収も補填の対象となっています。

新規加入の申請は12月末までです。加入を検討している人は、早めの手続きをお願いします。

### ☎補助について：

産業振興課 農林振興係 ☎582-2126

### 保険について：

県農業共済組合 保原会館 ☎572-5733

## コンビニなら交付手数料半額

マイナンバーカードで住民票と印鑑登録証明書が取得できます。

取得できる証明書	手数料	請求できる範囲	利用日時	半額利用期限
住民票の写し	1通 300円	桑折町に住民登録している本人・同一世帯の人	毎日 6:30～ 23:00	令和5年 3月31日 まで
印鑑登録証明書	↓ 150円	桑折町に印鑑登録をしている本人	※	<b>期間限定</b>

※メンテナンス日を除く。

### ■必要なもの

- ・マイナンバーカード  
（利用者証明用電子証明書が搭載されたもの）
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号  
（数字4桁）

### ■利用できる店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど、マルチコピー機が設置されている店舗

（手数料減免事由に該当し、無料となる場合は、役場窓口での請求交付となります。）

☎税務住民課 住民係 ☎582-2114

## 有害鳥獣実施隊捕獲状況

令和3年11月の捕獲状況をお知らせします。

- ・サル 1頭（平沢）

☎産業振興課 有害鳥獣対策係 ☎582-2126

被害多発中

水道管の凍結・破裂に注意しましょう

寒波の影響により、水道破裂の被害が多発しています。冬場に気温が氷点下になる場合は、水道管や蛇口、水道メーターが凍結し水が出なくなり、破裂して水漏れが発生することがありますので、事前に凍結防止対策をお願いします。水道管や蛇口が破損したときは、メーターボックス内のバルブで水を止め、町指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

■凍結を予防するには…

凍結を防ぐには、屋外などのむき出しになっている水道管や蛇口に使わなくなった古い毛布などの保温材を当て、その上からビニールテープをすき間なく巻きます。また、メーターボックスの中は、発泡スチロールなどの保温材を水道メーターの周りに詰めると効果的です。

■凍結してしまったら…

それでも水道管や蛇口が凍結した時は、凍ってしまった場所にタオルなどを巻き付けて40℃くらいのぬるま湯をかけてゆっくり溶かします。

※直接熱湯をかけると、急激な温度変化で水道管が破裂する場合がありますので、注意してください。

■水道メーター検針ができない時は翌月精算します

積雪により毎月の検針作業ができない場合があります。その時は、前年同月と同じ使用水量で請求させていただきます。過不足分は翌月の検針で精算します。



■いつもより使用水量が多いかも…？

そんな時は、自分でできる漏水調査を！

漏水は自分で簡単に確認することができます。家にある蛇口を全て閉めて、水道メーターのパイロットをじっくりと見てみてください。このときにパイロットが少しでも回っていると、どこかで漏水していますので、町指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

工事事業者一覧



被害多発中により、作業まで日数がかかる場合があります。被害を出さないためにも、左記のとおり事前の水道管の凍結・破裂防止対策へご協力をお願いします。



パイロット



■検針にご協力をお願いします

正確な水道メーター検針をするために、メーターボックスの上に物を置いたり、雪を積んだりしないでください。また、ペットはメーターボックスから離れた場所で飼うようにご協力をお願いします。

関上下水道課 業務係 ☎ 582-1100

インフルエンザ予防接種一部助成 期間延長

町では、インフルエンザの感染予防・まん延防止のため、予防接種費用を一部助成を行っています。助成期間を下記のとおり延長しましたので、接種を希望する人は、期間内に接種するようにしましょう。

対象者	①接種時 65歳以上の人 ②接種時 60～65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器などに重い障害があり、身体障害者手帳1級相当の人	生後6か月～18歳（高校3年生相当年齢）までの児童、妊婦
助成期間	10月1日～令和4年1月22日【期間延長しました】	
自己負担額・助成額	自己負担額…1,400円（助成額3,851円） （生活保護世帯は、自己負担なし、全額町負担）	助成額…接種費用のうち1,000円（初回分のみ）※ （生活保護世帯は、自己負担なし、全額町負担）
持ち物	・健康保険証（年齢確認のため） ・自己負担金	・健康保険証 ・母子手帳 ・子ども医療受給者証（住所確認のため） ・自己負担金
実施医療機関	県内の指定医療機関（主に内科系医療機関） 【要予約】	伊達郡・伊達市・福島市の指定医療機関【要予約】
問い合わせ	健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133	健康福祉課 子育て支援係 ☎ 582-1133

※対象者1人につき1回目のみ1,000円（生後6か月～13歳未満の人は、2回接種のうち1回目接種時にのみ助成）

◎指定医療機関以外で接種した場合は、健康福祉課 健康増進係または子育て支援係に問い合わせください。

◎新型コロナワクチン接種の前後にインフルエンザ予防接種を受ける場合は、前後2週間以上間隔を空けて接種してください。

## 「新型コロナワクチン予防接種済証」について

ワクチン・検査パッケージ制度に基づく電子接種証明などについては、国や県から具体的に示され次第、お知らせします。なお、新型コロナウイルスのワクチンを2回接種した人は、接種券に付属する「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証」をもって、ワクチン接種の事実を示すことができますので保管をお願いします。

☎健康福祉課 ☎ 582-1133

## 令和3年度 冬期水泳教室参加者募集

寒い冬こそプールで元気に体を鍛えましょう！

教室期間 1月24日～3月26日



### 【成人向け】

#### ■「アクアサーキットトレーニング」

①月曜日朝 (10:30～11:15)

②月曜日夜 (19:00～19:45)

③木曜日昼 (13:45～14:30)

④木曜日夜 (19:00～19:45)

◆1回500円でお試し参加ができます。

#### ■水泳教室

①木曜日 (10:30～11:30)

### 【小学生向け】

#### ■初級コース 1～4年生対象

月・木・金曜日 (16:00～17:00)

#### ■中級コース ビート板バタ足25m完泳者対象

水・金曜日 (18:30～19:30)

### 【幼稚園児向け】

#### ■水慣れ教室

①水曜日 (16:00～17:00)

②土曜日 (10:30～11:30)

【受講料】各コース4,000円(初回に納入)

※別途プール利用料金がかかります。

受講料 各コース3,000円(初回に納入)

※詳しい日程などは、イコーゼ備え付け、もしくは上記QRコードより、ホームページ掲載の申込書をご確認ください。

※各教室の申し込みは、12月28日(木)までにイコーゼ窓口をお願いします。

※応募者多数の場合は、抽選となります。

☎屋内温水プール「イコーゼ！」 ☎ 582-3129